市民活動災害補償制度（ふれあい保険）とは

**田辺市市民活動災害補償制度（ふれあい保険）の手引き**

市民のみなさんが安心して市民活動《※１》を行えるように、田辺市では、市民活動中に生じた事故に対し、その損害を補償する「ふれあい保険制度」を設けています。この制度は、市民活動中に不慮の事故が発生し、参加者や第三者に損害を与え、指導者等が法律上の損害賠償責任（賠償責任事故）を負うことになった場合や、指導者等や参加者自身がケガをし、入院・通院されたり死亡（傷害事故）されたりした場合に補償するものです。

市民のみなさんは、事前の登録や加入の手続きをする必要はありません。

対象となる市民活動

次のいずれかに該当する活動が対象となります。

ただし、無報酬（交通費などの実費弁償は可。）で行う活動に限ります。

　（１）市民団体《※２》が本来の仕事を離れて行う、公益性のある広く市民のためになる活動。

　（２）市が行う事業又は活動のうち、市民活動に類するもの。

|  |  |
| --- | --- |
| 活動分野 | 主な活動内容例 |
| 地域活動 | ○町内会活動　○防犯活動　○防火・防災活動　○公共・公益施設の清掃活動　○廃品回収　○交通安全運動　○盆踊り　○運動会　○広報紙配布  ○募金活動　等 |
| 青少年育成活動 | ○子どもクラブ・スポーツ少年団・ボーイスカウト等の活動　○非行防止活動等 |
| 社会福祉・社会奉仕活動 | ○社会福祉施設援護活動　○在宅老人・身体障害者等のホームヘルプ　○ガイドヘルプ　○手話通訳　○就労・社会復帰のための援護活動　等 |
| 社会教育活動 | ○公民館活動　○女性会活動　○老人クラブ活動　○青年団活動　等 |
| 市主催事業等の活動 | ○市民体育祭　○防災訓練等への参加又は従事　等 |
| 上記に類する事業又は活動 | |

※　行事監督責任者の管理下にある者に限ります。

※　上記のような活動でも、内容によっては補償の対象とならないことがあります。

|  |
| --- |
| 対象とならない活動の例 |
| ○学校等主催の活動　○自分自身の向上のために行う活動（社会福祉団体、社会教育団体、地域自治団体が行うものを除く）　○宗教・政治又は営利を目的とした活動　等 |

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

※１　市民活動・・・市民団体が無報酬（実費弁償を含む。）で本来の仕事を離れて行う公益性のある事業又は活動。

※２　市民団体・・・主たる活動拠点を市内に有し、構成員が5人以上で組織されている団体。

補償の内容

**傷害補償**

市民活動中に、指導者等や参加者自身が急激かつ偶然な外来の事故により死亡した場合又はケガをした場合の傷害事故が補償されます。

「急激」・・・原因又は結果の発生を避けることができないほどに急迫した状態

「偶然」・・・原因又は結果の発生が予知できない状態

「外来」・・・原因の発生が身体に内在するものでなく外部にあること

|  |
| --- |
| 補償対象者 |
| 市民活動の指導者及びスタッフや参加者、市主催事業の参加者 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補償区分 | 補償金額 | 補償内容 |
| 死亡 | 300万円 | 事故の日から180日以内に死亡した場合 |
| 後遺障害 | ９万円～300万円 | 事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 |
| 入院 | 1日　2,500円 | 事故の日から180日以内で180日を限度 |
| 通院 | 1日　1,500円 | 事故の日から180日以内で通院日数に対して90日を限度 |

○注意事項

　・入院補償金、通院補償金とも通算して180日が限度です。

　・10万円以上の補償金請求には、診断書が必要です。

　・自宅から活動場所までの通常の経路往復中の事故は対象となりますが、通常の経路を外れて寄り道をした場合等における事故又は傷害は対象となりません。

　・以下の事故又は傷害については、傷害補償の対象となりません。

|  |
| --- |
| 適用除外事項（補償金をお支払いできないもの） |
| ①指導者・責任者や参加者の故意による事故  ②戦争・変乱・テロ・暴動による事故  ③地震・噴火・津波等自然災害による事故  ④脳疾患・疾病・心神喪失による事故  ⑤自殺行為・犯罪行為や闘争行為による事故  ⑥山岳登はん・スカイダイビング・ハンググライダーなど危険を伴うスポーツに参加している最中の事故  ⑦無免許運転や酒酔い運転による事故  ⑧指導者や参加者の出産等の外科的手術その他の医療処置  ⑨他覚症状のないむちうち症や腰痛　等 |

○対象となる活動の具体例

　・地域の清掃作業中に、参加者が蜂に刺されて負傷した。

　・公民館対抗のバレーボールの試合中に、アキレス腱を切り入院した。

　・子どもクラブ対抗の駅伝大会で転倒し足を捻挫した。

**賠償責任補償**

市民活動中に、その団体の指導者等の過失により参加者や第三者にケガをさせた場合、財物に損害を与え法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。

また、提供した財物や作業の結果が原因で他人の身体を侵害し、又は財物を滅失、き損、汚損した場合で、法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。

|  |
| --- |
| 補償対象者 |
| 市民団体等、指導者等 |

|  |
| --- |
| 補償の対象となる費用 |
| １回の事故につき、免責金額（自己負担額）10,000円を超える金額  （例：賠償金額が10万円の場合、10万円－１万円＝９万円が支払われます。） |

|  |  |
| --- | --- |
| 補償区分 | 補償金限度額 |
| 身体賠償 | １名　 １億円　かつ　１事故　３億円  【生産物賠償(食中毒など)の場合は、契約期間内の限度額３億円】 |
| 財物賠償 | １事故　500万円  【生産物賠償の場合は、契約期間内の限度額500万円】 |

○注意事項

　・以下の事故又は傷害については、賠償責任補償の対象となりません。

|  |
| --- |
| 適用除外事項（補償金をお支払いできないもの） |
| ①市民団体・指導者等の故意による事故  ②戦争・変乱・テロ・暴動・労働争議等の政治的社会的騒じょうによる事故  ③地震・噴火・洪水・津波等の天災による事故  ④指導者等の同居の親族に対する事故  ⑤市民団体・指導者等が所有・使用又は管理する車両（自転車・リヤカー等、原動力がもっぱら人力である場合を除く。）又は動物による事故　等 |

○対象となる活動の具体例

　・地域の清掃作業で草刈りをしていたところ、小石が飛んで車のフロントガラスに傷をつけてしまった。

　・市が参画しているイベント等において、うどんを提供したが、食中毒が発生した。

　・スポーツの指導中、ボールで近所の家の窓ガラスを割り、物を壊してしまった。

★事故を起こさないために、次のことに十分注意しましょう！！

◎　事前に綿密な計画を立てて、危険性がないか十分にチェックする。

◎　必要があれば、前もって下見などをする。

◎　引率者や指導者の数は適切かどうか、注意や指導が全体にいきわたるかどうか、よく確認する。

◎　活動のプログラムやスケジュールに無理がないか、確認する。

◎　用具の点検、準備運動を十分に行う。

事故が発生したら

【保険金請求手続きの流れ】（賠償責任補償については、手続きが一部異なる場合があります。）

**①　市の担当課に連絡**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民団体 | 担当課 | 電話番号 |
| 防災団体 | 防災まちづくり課 | 0739-26-9976 |
| 子どもクラブ・公民館・女性会・青年団 | 生涯学習課 | 0739-26-4908 |
| 環境美化団体 | 環境課 | 0739-26-9927 |
| 老人クラブ | やすらぎ対策課 | 0739-26-4910 |
| 障害者団体 | 障害福祉室 | 0739-26-4902 |
| 福祉団体・福祉奉仕団体 | 福祉課 | 0739-26-4900 |
| 経済団体・商工団体 | 商工振興課 | 0739-26-9970 |
| 観光団体 | 観光振興課 | 0739-26-9929 |
| 町内会・交通安全団体・防犯団体・暴力追放団体  その他の団体 | 自治振興課 | 0739-26-9911 |

※　団体の指導者又は責任者の方が**速やかに**連絡してください。

※　物損の場合は、状況説明用のため現場写真を数枚撮影しておいてください。

**②　「市民活動報告書」・「事故発生状況報告書」の提出（14日以内）**

市の担当課に連絡してから**14日以内**に、下記の書類を担当課へ提出してください。

○　市民活動報告書　　　　　　○　市民団体・市民活動参加者名簿

○　事故発生状況報告書　　　○　傷害事故証明書又は賠償事故証明書

※　上記書類をもとに、対象となる事故かどうか審査します。

※　上記書類のほかに、団体の概要を把握するため「①規約②事業実績及び計画書」などを

提出していただく場合があります。

**③　保険会社からの案内**

保険会社から事故の当事者宛てに保険金請求書類等が届きます。その書類に所定事項を記入し、保険会社へ直接送付してください。

**④　保険金の振込み**

保険金請求書類をもとに、保険会社が最終審査を行い、補償の対象となれば保険金が指定された口座に入金されます。

★市民団体の活動内容や事故の種類など様々なケースが考えられるため、個々のケースに基づいて対象となるかどうかを判断します。場合によっては、補償の対象にならないこともあります。まずは下記までご相談ください。

この制度に関するお問合せ先

　田辺市　自治振興課　市民活動係　　電話　0739-26-9911　　FAX　0739-22-5310